熊野町公式ホームページリニューアル事業

公募型プロポーザル実施要領

令和７年６月  
熊野町総務部政策企画課

１　趣旨

本要領は、熊野町(以下「本町」という。)が現在利用している熊野町公式ホームページをリニューアルし、サイト構成やシステム的な問題・弱点の抽出と改善、本町に対して興味や関心・親しみを持っていただけるコンテンツ及びCMSを構築する事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものである。

２　業務の概要

（１）業務名

熊野町公式ホームページリニューアル事業

（２）業務内容

別紙「熊野町公式ホームページリニューアル事業仕様書」のとおりとする。

（３）構築期間

契約締結日から令和８年３月３１日

（４）運用・保守期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日

（５）上限額

３０，２８０千円(消費税及び地方消費税を含む)

（６）見積範囲

下記①から③のそれぞれについて見積（税抜き）を作成すること。

①構築費用

②運用・保守費用

令和８年４月から令和１３年３月末までの月額及び総費用を提示すること。

　③総費用（①及び②の合算費用）

６０ヶ月の利用料契約（①構築費用を含み毎月均等払）に基づく、令和８年４月から令和１３年３月末までの月額及び総費用を提示すること。（地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約）

３　選定方法

　公募型プロポーザル

４　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、以下に掲げる条件をすべて満たしていること。他の事業者（以下「連携事業者」という。）と連携して業務を行うことも可とする。なお、連携事業者についても、以下の条件（参加者が（３）の条件を満たす場合は（３）を除く）をすべて満たすものとし、連携事業者は、参加者１者のみと連携し、複数の参加者の連携事業者となることはできない。

（１）次のいずれにも該当しない者であること。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定による入札参加制限を受けている者。

②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

③　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者が含まれている者。

⑤　申請時に本町の町税、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者。

（２）広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者、または、広島県内に事業所はないが、本町の求めに応じて速やかに業務責任者または担当者を本町に来訪させることができる者であること。

（３）過去５年以内に自治体においてCMSの導入実績があること。なお、連携事業者の実績も認めることとする。

５　実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日時 |
| 公募開始 | 令和７年６月２０日(金)から |
| 熊野町プロポーザル参加表明書等の提出期限 | 令和７年６月３０日(月)１７時まで |
| 質問書受付(質疑受付)期限 | 令和７年７月　４日(金)１７時まで |
| 質問回答書の送付(質疑回答) | 令和７年７月１１日(金) |
| 企画提案書類の提出期限 | 令和７年７月２２日(火)１７時まで |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 令和７年７月２９日(火) |
| 審査結果発表 | 令和７年８月上旬 |
| 契約締結 | 令和７年８月中旬 |
| 事業開始 | 契約締結日の翌日 |
| システム運用開始 | 令和８年４月　１日 |

※提案多数の場合は段階的に選定を行う場合があります。

６　参加手続き

（１）実施要領等の配布

|  |  |
| --- | --- |
| 配布開始日 | 令和７年６月２０日(金)から |
| 配布資料１ | ①熊野町公式ホームページリニューアル事業公募型プロポーザル実施要領(本書)  ②熊野町公式ホームページリニューアル事業仕様書  ③【仕様別紙1】CMS機能要件一覧  ④【仕様別紙2】企画提案書作成要領  ⑤【仕様別紙3】データセンター機能要件一覧  ⑥【仕様別紙4】移行ページ修正内容一覧  ⑦質問書(様式１)  ⑧熊野町プロポーザル参加表明書(様式２)  ⑨主要事業実績表(様式３)  ⑩秘密保持誓約書(様式４)  ⑪企画提案書 (様式５)  ⑫要求仕様確認表(様式６)  ⑬CMS要求仕様確認表(様式７)  ⑭熊野町公式ホームページリニューアル事業見積書(様式８)  ⑮参加辞退届(様式９) |
| 入手方法 | 本町ホームページからダウンロードするものとする。 |

（２）熊野町プロポーザル参加表明書等の受付

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和７年６月３０日(月)１７時まで |
| 提出先 | 〒７３１－４２９２  広島県安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号  熊野町総務部政策企画課 広報情報グループ |
| 提出方法 | 持参又は郵送  ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。 |
| 提出書類  (各１部) | ①熊野町プロポーザル参加表明書(様式２)  ②企業概要書 企業理念(経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可とする。  ③主要事業実績表(様式３) 過去５年以内に実施した自治体におけるCMS導入実績について記載すること。  ④秘密保持誓約書(様式４)  ⑤租税を滞納していないことを証明する書類。 (提出日の３カ月以内に発行されたもの) ・消費税及び地方消費税「その３の３」 ・町税の完納証明書 ※熊野町内に事業所がある場合のみ。  ※①～⑤の全ての書類を提出し、「４　参加資格」に適合すると認められた事業者に対し、下記の資料を配布する（いずれの事業者に対しても確認結果は電子メールと郵送等により通知する）。 |
| 配布資料２ | ・資料１　熊野町情報セキュリティポリシー |

（３）質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、すべて質問書(様式１)を提出するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和７年７月４日(金)１７時まで |
| 提出方法 | 電子メールにより、政策企画課のメールアドレスまで送付すること。  メールアドレス [joho@town.kumano.lg.jp](mailto:joho@town.kumano.lg.jp) |
| 回答方法 | 質問に対する回答は、「４　参加資格」に適合すると認められた事業者からのものに限定して一括して質問回答書として取りまとめ、令和７年７月１１日(金)に質問書へ記載の回答先メールアドレスに送付する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。 |

（４）企画提案書類等の提出

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 令和７年７月２２日(火)１７時まで |
| 提出先 | 〒７３１－４２９２  広島県安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号  熊野町総務部政策企画課 広報情報グループ  joho@town.kumano.lg.jp |
| 提出方法 | 持参又は郵送  ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。  ※データで提出可能なものは、合わせてメールにて提出すること。 |
| 提出書類  (②以外は  各１部) | ①企画提案書 (様式５)  ②企画提案書１０部  　【仕様別紙2】企画提案書作成要領に従い作成すること。  ※表題「熊野町公式ホームページリニューアル事業公募型プロポーザル企画提案書」及び事業者名（１部のみ。他は無記名とする。）を記載した表紙をつけること。  ③要求仕様確認表(様式６)  ④CMS要求仕様確認表(様式７)  ⑤熊野町公式ホームページリニューアル事業見積書(様式８)及び積算内訳書(任意様式) |

（５）プレゼンテーション及びヒアリング

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日時 | 令和７年７月２９日(火)  ※時間、場所等の詳細については別途通知する。 |
| 実施方法 | ①所要時間 プレゼンテーション３０分、ヒアリング１５分  ②必要機材等、資料は参加者が準備すること。  ※電源、投影用テレビ(HDMI 接続)は本町が用意する。  ※プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。 |

７　企画提案書等提出書類の取扱い

①提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出もしくは撤回は認めない。

②提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③提出書類は、熊野町情報公開条例(平成１３年条例第３号)に基づく文書開示請求の対

象となる。

④町は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

⑤提出書類の作成及び提出に係る費用等、本プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とする。

⑥参加者は、提出書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

⑦提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成４年法律第５１号)に定める単位とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

⑧提出された提出書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

⑨選定された者の提出書類の著作権は、町に帰属する。

⑩提出書類の作成において著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は事業者が負う。

⑪提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは１０ポイント以上とする。文字等の色指定はない。

⑫本町はこれらの提出書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

８　参加辞退について

熊野町プロポーザル参加表明書の提出後、参加辞退を行う場合には参加辞退届(様式９)を提出すること。参加辞退届の提出後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

なお、熊野町プロポーザル参加表明書提出期限から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

９　優先交渉権者の選定及び契約について

（１）審査委員会

①優先交渉権者の選定を行う委員会は「熊野町公式ホームページリニューアル事業公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)とする。

②審査委員会は本町職員で構成する。

③審査委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評（詳細は（３）審査②結果通知・公表を参照）については、本町ホームページで公表する。

（２）評価基準

評価は、別紙「熊野町公式ホームページリニューアル事業公募型プロポーザル　評価基準」に基づき行う。

（３）審査

①概要

審査は、企画提案書を提出した事業者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに提案評価点を算出し、要求仕様評価点、価格評価点との合計点が最も高い者を優先交渉権者、２番目に高い者を次点とする。  
　ただし、優先交渉権者の合計点が審査委員会で定める最低基準点を下回る場合には、優先交渉権者を選出しない。  
　なお、企画提案書を提出した事業者が１社であった場合は、審査委員会で定める最低基準点を上回った場合に優先交渉権者とする。

②結果通知・公表

審査の結果は、参加事業者全員に対し令和７年８月下旬に通知する。また、下記項目について本町ホームページに公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。  
　・優先交渉権者の名称、総合点及び選定理由  
　・上記以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

　③非選定理由

　　②により選定されなかった事業者が通知を受けたときは、当該通知日の翌日から起算して７日(休日を除く)以内に書面(任意様式)により、町長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、項目ごとの採点についての疑義は認めない。  
　回答は、上記の非選定理由の説明を求める期限日の翌日から起算して１０日(休日を除く)以内に書面(任意様式)により行う。

（４）契約交渉

契約については、優先交渉権者と協議を行い、予算の範囲内で随意契約により契約を締結することとし、協議の際、提案書等の内容を変更する場合がある。  
　また協議の結果、仕様について提案書の内容と合致するよう修正を行う。  
　協議がまとまらない場合は優先順位の次点の事業者と協議を行う。

１０　留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補としての決定を取り消すものとする。

（１）提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

（２）審査委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

（３）優先交渉権者の決定から契約締結までの間に、優先交渉権者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると町長が判断したとき。

（４）著しく社会信用を失う行為等により、優先交渉権者としてふさわしくないと本町が判断したとき。

（５）優先交渉権者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

１１　その他

契約は、地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約とし、熊野町議会における当該契約に係る令和８年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。また、令和９年度以降の本契約に係る本町の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、本町は契約を解除することができるものとする。  
　なお、本事業開始にあたって覚書等が必要な場合は、本町と別途協議すること。

１２　問い合わせ先  
  
　熊野町総務部政策企画課　広報情報グループ

住所 〒７３１－４２９２　広島県安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号

電話番号 ０８２－８２０－５６３４

E-mail [joho@town.kumano.lg.jp](mailto:joho@town.kumano.lg.jp)